



秋賞『秋の彩』河西茂彦(南アルプス市)



春賞『団樂』花輪富夫(南アルプス市)

### 四季の写真賞



冬賞『ツララの躍動』小野清明(市川三郷町)

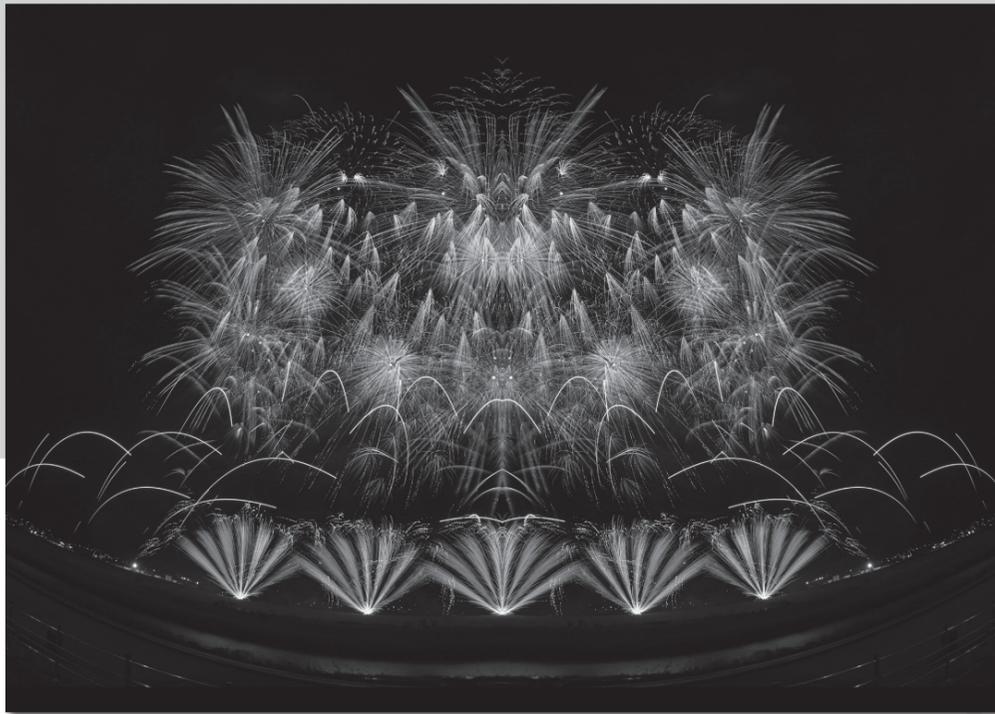


夏賞『竹林に咲く』岡田泰文(甲斐市)



『彩色千花』 笠井琢実(市川三郷町)

### グランプリ(一般部)



『サンタからの贈りもの』 米山 拓(甲府市)

### グランプリ(アート部)

# ファインダー越しのいちかわみさと 市川三郷フォトコンテスト入賞作品2022

岡町商工観光課観光係  
☎0555(240) 4157

町では「市川三郷フォトコンテスト」と称し、一年間を通して町を題材とした写真を募集しました。

町内外から計123点の応募があり、このたび入賞作品が決定しました。

審査にあたった佐藤ちえ子さんは「グランプリ一般写真部門は、笠井琢実さんの『彩色千花』、アート写真部門は、米山拓さんの『サンタからの贈りもの』で、どちらも花火をテーマにした作品でした。花火写真は応募枚数が一番多く、素晴らしい写真はかりで超激戦でしたが、その中でお二人とも花火の彩色の美しさが際立っていたことは言うまでもなく、画面構成に繊細な作者の美意識を感じました。そして、今年度の花火はコロナ禍の暗澹たる思い、大災害に見舞われた方々の思い、理不尽な戦争に巻き込まれた人々の思いを吹き飛ばそう。そんな願いがあったと思います。花火以外の写真も元気の出る温かみのある作品を選びました。四季の写真は、冬の作品が際立っていました。今年度の応募者の多くは県内の方々、しかも高レベルの作品ばかりでした。ただ、コロナ禍の影響もあり他県からの応募者が少なかったのは大変残念でした。各種催しが例年通りに行われるようになれば、知名度も上がり、もっと応募者も増えることでしょう。」と総評しました。

### ファミリー賞



『坊やい子だ、ちちんぷい』  
米山義康(中央市)

### 最後の七五三



一ノ瀬岳博(市川三郷町)

- 入選(一般写真部門)
  - 川口 久(市川三郷町)
  - 早川和枝(山梨市)
  - 渡邊輝実(忍野村)
  - 星野郁男(上野原市)
  - 加藤純一(静岡県三島市)
- 入選(アート写真部門)
  - 入原廣治(市川三郷町)
  - 丸山月碧(富士川町)
  - 笠井琢実(市川三郷町)
  - 保坂将矢(南アルプス市)

本紙ではモノクロで掲載していますが、実際はカラーの写真です。町ホームページでみる事ができます。町ホームページへアクセス



## 低所得の子育て世帯対象 子育て世帯への 生活支援特別給付金

対象児童 一人あたり

# 10万円の給付金

(国給付金5万円+県上乗せ給付金5万円)

国では、食費等の物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯特別給付金を支給します。

	ひとり親世帯	ひとり親世帯以外の 低所得の子育て世帯
対象児童	平成17年4月2日～令和6年2月29日までの間に出生した児童 ※特別児童扶養手当支給対象児は平成15年4月2日～令和6年2月29日まで	
支給対象者	①令和5年3、4月分児童扶養手当受給者 ②公的年金等の受給者で、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同等になった方	①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)を市川三郷町から支給された方 ②令和5年1月以降の収入が急変し、住民税(均等割)が非課税相当の収入となった方
支給額	対象児童1人あたり 5万円	
申請の要否	①申請不要で5月31日に支給済 ②・③申請が必要	①申請不要で5月31日に支給済 ②申請が必要

※双方の支給要件を満たす場合でも重複して受給することはできません。

※申請方法、受付期間等については詳細が決まり次第、町ホームページでお知らせします。

## やまなし子育て世帯生活支援特別給付金(県の給付金)

県では、子どもの貧困対策を推進するため、県独自で国の特別給付金と同額を上乗せして支給します。

支給対象者	国の特別給付金(上記)の対象者
支給額	対象児童1人あたり5万円
申請の要否	国の給付金と併せて支給(申請不要)

**6月は  
児童手当の支給月です。**

振込日  
6月15日(木)  
支給内容  
2月分～5月分

通帳記入等でご確認下さい。

町子育て支援課 ☎ 0556-42-8218

【問い合わせ】町町民課国保年金係  
☎ 055(272)1105

令和5年度分「一括支給日」  
**6月29日(木)**

■対象者  
前年度末日(3月31日現在)に本町の住民基本台帳に記載されている88歳(米寿)以上の方  
※既に申請済の方の再手続きは不要です。

町では、88歳(米寿)以上の方に対して、健康な生活と医療機関を受診する際の経済的不安の軽減を目的として、市川三郷町長寿・医療費給付金を毎年6月に年額2万円を一括支給しています。

**6月は  
市川三郷町  
長寿・医療費  
給付金  
の支給月です**

# 国民健康保険税の賦課方式がかわります

## 国民健康保険に加入している 皆さまへ大切なお知らせです



国民健康保険税の  
資産割を廃止します

国民健康保険制度は、平成30年度から山梨県が財政運営などの主体となり、町は県へ納付金を納め、県が示す標準税率を参考にし、町の国保税率を決定することとなっています。

山梨県国民健康保険運営方針に基づき、令和5年度から賦課方式を4方式「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」から「資産割」を廃止した3方式に見直しとなります。

税率を見直すことで、固定資産税額が多い世帯は国民健康保険税額が減少、所得が多い世帯は増加が見込まれますが、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

町税務課住民税係  
☎ 055-272-1104  
町町民課国保年金係  
☎ 055-272-1105

## 市川三郷町国民健康保険税の税率(改定前・改定後)

区分	改定前(令和4年)			改定後(令和5年)		
	医療分	後期支援分	介護分	医療分	後期支援分	介護分
所得割	5%	1.4%	0.88%	<b>5.78%</b>	<b>2.11%</b>	<b>1.51%</b>
資産割	28.5%	7.5%	6.5%	<b>廃止</b>		
均等割	23,800円	6,200円	7,200円	23,800円	6,200円	7,200円
平等割	25,500円	6,500円	5,000円	25,500円	6,500円	5,000円

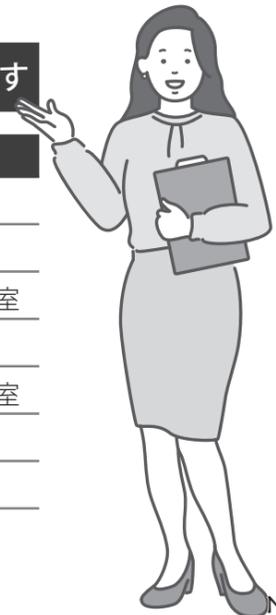
・所得割…前年中の所得に応じて計算  
・均等割…被保険者1人あたりの税額

・資産割…本年度固定資産税(土地家屋分)に応じて計算  
・平等割…1世帯あたりの税額

賦課方式変更に伴う説明会を下記日程で開催します。ご都合のつく方は、会場へお出かけ下さい。

**説明会を開催します**

月日	時間	場所
6月13日(火)	午後7時30分から	町役場本庁舎大会議室
6月14日(水)	午後1時30分から	三珠総合福祉センター研修室
6月15日(木)	午後7時30分から	六郷町民会館農業経営技術研修室
6月20日(火)	午後1時30分から	ifセンター会議室1
6月21日(水)	午後1時30分から	六郷町民会館農業経営技術研修室
6月22日(木)	午後7時30分から	三珠総合福祉センター研修室
6月23日(金)	午後7時30分から	町役場本庁舎大会議室



65歳  
以上の方

# 介護保険料納入通知書が 7月上旬から発送されます

7月上旬から65歳以上の方が納める『令和5年度介護保険料納入通知書』をお送りします。保険料の年額については下記表のとおりです。保険料の金額は、3年に1度の改定があり、次の改定は令和6年度を予定しています。

住み慣れた  
地域で  
いきいきと  
自分らしく

	本来の年額	軽減後の年額
第1段階	37,800円	22,680円
第2段階	56,700円	37,800円
第3段階	56,700円	52,920円

第1～3段階の保険料は公費投入により負担を軽減しています。

## 令和5年度 段階別介護保険料

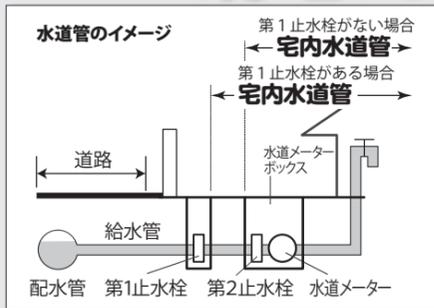
段階	対象者	年額(月額)	基準割合
第1段階	世帯全員が 町民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円以下	22,680円 (1,890円) 基準額×0.3
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円超120万円以下	37,800円 (3,150円) 基準額×0.5
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計120万円超	52,920円 (4,410円) 基準額×0.7
第4段階	本人が 町民税非課税 (世帯課税)	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円以下	68,040円 (5,670円) 基準額×0.9
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円超	75,600円 (6,300円) 基準額
第6段階	本人が 町民税課税	合計所得金額120万円未満	90,720円 (7,560円) 基準額×1.2
第7段階		合計所得金額120万円以上210万円未満	98,280円 (8,190円) 基準額×1.3
第8段階		合計所得金額210万円以上320万円未満	113,400円 (9,450円) 基準額×1.5
第9段階		合計所得金額320万円以上	128,520円 (10,710円) 基準額×1.7

町介護課介護保険係 ☎ 055-272-1106

## 6月1日から7日は水道週間です

※宅内水道管とは、第1止水栓がある場合から、第1止水栓がない場合までは、第2止水栓を含めた水道メーター設置された水道管です。

【問い合わせ】町生活環境課  
水道係・簡易水道係  
☎055(272)6092



毎年、6月1日～7日は水道週間です。公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に毎年実施されています。湯水期に備え普段から節水にご協力をお願いします。

メーターボックスを含む宅内水道管は使用者の管理となります。漏水修理費用は、個人負担となります。また、ボックスは検針に支障のないよう定期的にきれいにしておいて下さい。

申請はお済みですか？

# 各種手当のお知らせ

町には、福祉の増進を図るため、扶養手当などさまざまな制度があります。これらの手当は、申請をしないことを受けることができません。主な手当などを紹介しますので、もう一度チェックしてみてください。

## ■児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を目的に、児童(18歳の年度末まで。ただし、法令で定める障害の状態にある場合は20歳の誕生日まで)を養育しているひとり親家庭の母又は父等に対し、手当を支給する制度です。

町子育て支援課子育て支援・保育係 ☎ 0556-42-8218

## ■心身障害者 心身障害児福祉手当

在宅の心身障害児・心身障害者を保護している方に対し、手当を支給します。

### 【支給対象者】

次のいずれかを所持している者の保護者

- 身体障害者手帳1～2級
- 療育手帳 障害程度A
- 精神障害者保健福祉手帳1～2級

※ただし次の方は対象にはなりません。

- ・障害年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の受給者
- ・施設入所者
- ・市町村民税課税世帯に属する方

【支給額】月に2,000円

【支給月】7月、11月、3月(4カ月分まとめて支給します)

町福祉課障害福祉係 ☎ 055-242-7057

## ■障害児福祉手当

重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。

該当となる重度の障害の程度は、身体の障害(内科的疾患も含む)が、おおむね身体障害者手帳1級(両手指欠損など一部の2級)、精神の障害については、療育手帳がA～2a程度の知的障害、または同程度以上の精神障害です。

なお、所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

町福祉課障害福祉係 ☎ 055-242-7057

## ■特別障害者手当

著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給されます。

著しく重度の障害とは、おおむね身体障害者手帳1級(視力・聴覚障害などは一部2級)程度の異なる障害が2つ以上ある場合と、最重度の知的障害や精神障害がある場合です。

なお、3カ月以上の入院や所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

町福祉課障害福祉係 ☎ 055-242-7057

## ■児童手当

■対象 中学卒業までの子を養育している方

- 支給額
- ☑3才未満⇒15,000円
  - ☑3才以上⇒10,000円  
(ただし第3子以降は15,000円)
  - ☑中学生⇒10,000円

### ■所得制限

子どもを養育している方の所得が下記表の(1)所得制限限度額以上、(2)所得上限限度額未満の場合、支給額は一律5,000円です。

なお、(2)所得上限限度額以上の場合は、児童手当・特例給付は支給されません。

扶養親族等の数	(1)所得制限限度額	(2)所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

### ■支給時期

原則として毎年6月、10月、2月にそれぞれ前月分までを支給します。

町子育て支援課子育て支援・保育係 ☎ 0556-42-8218

## ■特別児童扶養手当

障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童を養育している家庭に支給されます。

支給要件として、おおむね身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B-1程度の交付を受けている方です。

なお、所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

町福祉課障害福祉係 ☎ 055-242-7057